令和８年１１月

お客さま各位

京都北都信用金庫

タブレット端末を利用した「電子サイン」の導入について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、当金庫ではタブレット端末を使用した営業活動を実施しておりますが、このたび、営業担当者がお客さまから現金や通帳・証書等をお預かりする際に発行しておりました「受取書」に替えて、「電子サイン」を導入いたします。

「電子サイン」は、お客さまの利便性向上ならびに安全性を確保するものであり、また、ペーパーレス化にも繋がります。

本システムの導入によりお預かり物等の厳格な授受管理を行って参りますので、ご理解、ご協力のほど何卒お願い申し上げます。

記

１．導入開始日

令和８年１１月１６日（月）

２．お客さまから現金・通帳・証書等をお預かりする際の手続きについて

・タブレット端末による「電子サイン」は、お取引内容とご署名を電磁的に管理し、「いつ」「どこで」「誰と」「どのような取引をしたか」を明確にいたします。

・電子サインの際には、タブレット端末の画面上で、お取引の内容に間違いが無いことをご確認いただき、ご署名くださいますようお願い申し上げます。

・定期積金の現金掛込においては、通帳への領収印の押印が授受となりますので、回次と掛込月をご確認ください。

３．お客さまへ現金・通帳・証書・書類等をお届けする際の手続きについて

・「電子サイン」を使用した取引に対する現金・通帳・証書等のお届けの際には、授受を明確にするため、ご署名（電子サイン）をいただきます。

なお、現金をお届けの際は、ご署名およびお届け金額を入力いただきます。

当金庫では、職員が訪問先で、現金・通帳・証書・払戻請求書・各種申込書等をお預かりする場合、「電子サイン」もしくは「受取書」以外のもの（名刺やメモ等）をお渡しすることはありません。

ご不明・ご不審な点がございましたら、お取引店舗へのご連絡をお願いいたします。

以　上

地域元気宣言の
京都北都信用金庫